

# 事例

## 車両災害の防止 ～車両を扱うときの作業洗い出しから対応まで～

### 例)フォークリフト

		ページ
◇ “危険源”	フォークリフトの運行経路を描く	1
◇ “作業洗い出し”	歩行も作業の1つとして人の動線を重ねる ⇒以上で車両と人のバッティング箇所を見える化	2
◇ “対応”	バッティング箇所に『歩車分離』を適用	3
参考1	フォークリフト 主要適用法令一覧表	4
参考2	作業計画	5
参考3	作業計画 原紙 エクセル版	別紙

# 車両 作業（運行）計画書

③原紙は 西尾労働基準協会HPに6月1日付で入れますのでご活用ください

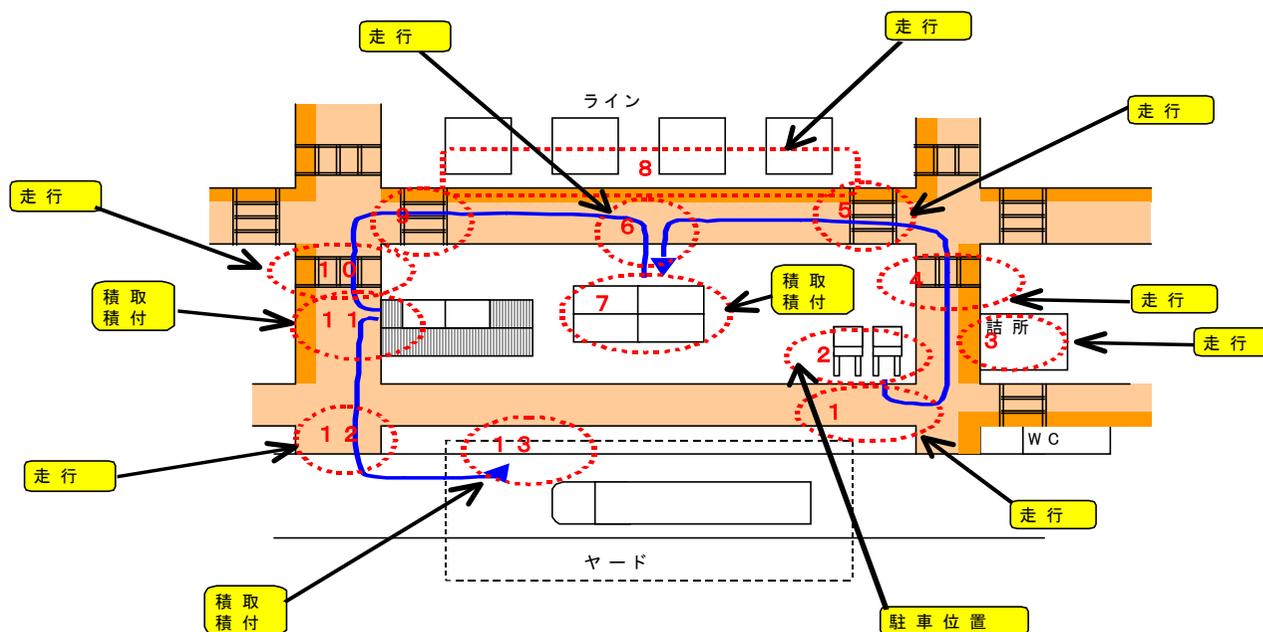
別紙1 <b>リフト 作業計画書</b>	荷役運搬車 登録 No. <input type="text" value="77"/> 号車 機 番 <input type="text" value="FK-7777"/> 最大積載過重 <input type="text" value="1.5"/> Ton	取扱責任者 <input type="text" value="刈谷 太郎"/> <input type="text" value="大府 一郎"/> 運 転 者 <input type="text" value="長草 二郎"/>	マップ作成に当たっての凡例 → 運行経路(前進)    Y 一時停止    禁止 進入禁止    8 ノブミ ..... 運行経路(後進)    横断歩道    指差呼称    歩行帯															
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>記入例</b></p> </div> <div style="width: 45%;"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">作 業 要 領</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>作 業 内 容 ・ 工 程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>始業点検 ・エンジン停止 ・サイドブレーキを引く  ・オイルゲージ操作時はエンジンのエッジ部に注意</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>空パレットを積み付け ・バック時に左右確認 ・バック時は後方確認 ・最大2段まで、運搬はバック</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A～G置場まで運搬する ・経路図の注意事項参照</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>空パレットを降ろす ・ゆっくり、静かに</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>空パレットを取り出す ・バック時は後方確認 ・最大2段まで</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>空パレット置場まで運搬する ・経路図の注意事項参照</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>			作 業 要 領		No.	作 業 内 容 ・ 工 程	①	始業点検 ・エンジン停止 ・サイドブレーキを引く  ・オイルゲージ操作時はエンジンのエッジ部に注意	②	空パレットを積み付け ・バック時に左右確認 ・バック時は後方確認 ・最大2段まで、運搬はバック	③	A～G置場まで運搬する ・経路図の注意事項参照	④	空パレットを降ろす ・ゆっくり、静かに	⑤	空パレットを取り出す ・バック時は後方確認 ・最大2段まで	⑥
作 業 要 領																		
No.	作 業 内 容 ・ 工 程																	
①	始業点検 ・エンジン停止 ・サイドブレーキを引く  ・オイルゲージ操作時はエンジンのエッジ部に注意																	
②	空パレットを積み付け ・バック時に左右確認 ・バック時は後方確認 ・最大2段まで、運搬はバック																	
③	A～G置場まで運搬する ・経路図の注意事項参照																	
④	空パレットを降ろす ・ゆっくり、静かに																	
⑤	空パレットを取り出す ・バック時は後方確認 ・最大2段まで																	
⑥	空パレット置場まで運搬する ・経路図の注意事項参照																	
<p>職場の安全遵守事項 左右の安全確認は、</p>			<table border="1"> <tr> <td>安全衛生環境 G</td> <td>作成日</td> <td>1999年 7月 1日</td> </tr> <tr> <td>課長-GM</td> <td>工長-WL</td> <td>組 長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>改訂日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	安全衛生環境 G	作成日	1999年 7月 1日	課長-GM	工長-WL	組 長		改訂日	年 月 日						
安全衛生環境 G	作成日	1999年 7月 1日																
課長-GM	工長-WL	組 長																
	改訂日	年 月 日																

豊田自動織機様のご協力を得て掲載

リフトの運行経路を描く ここまでは法律

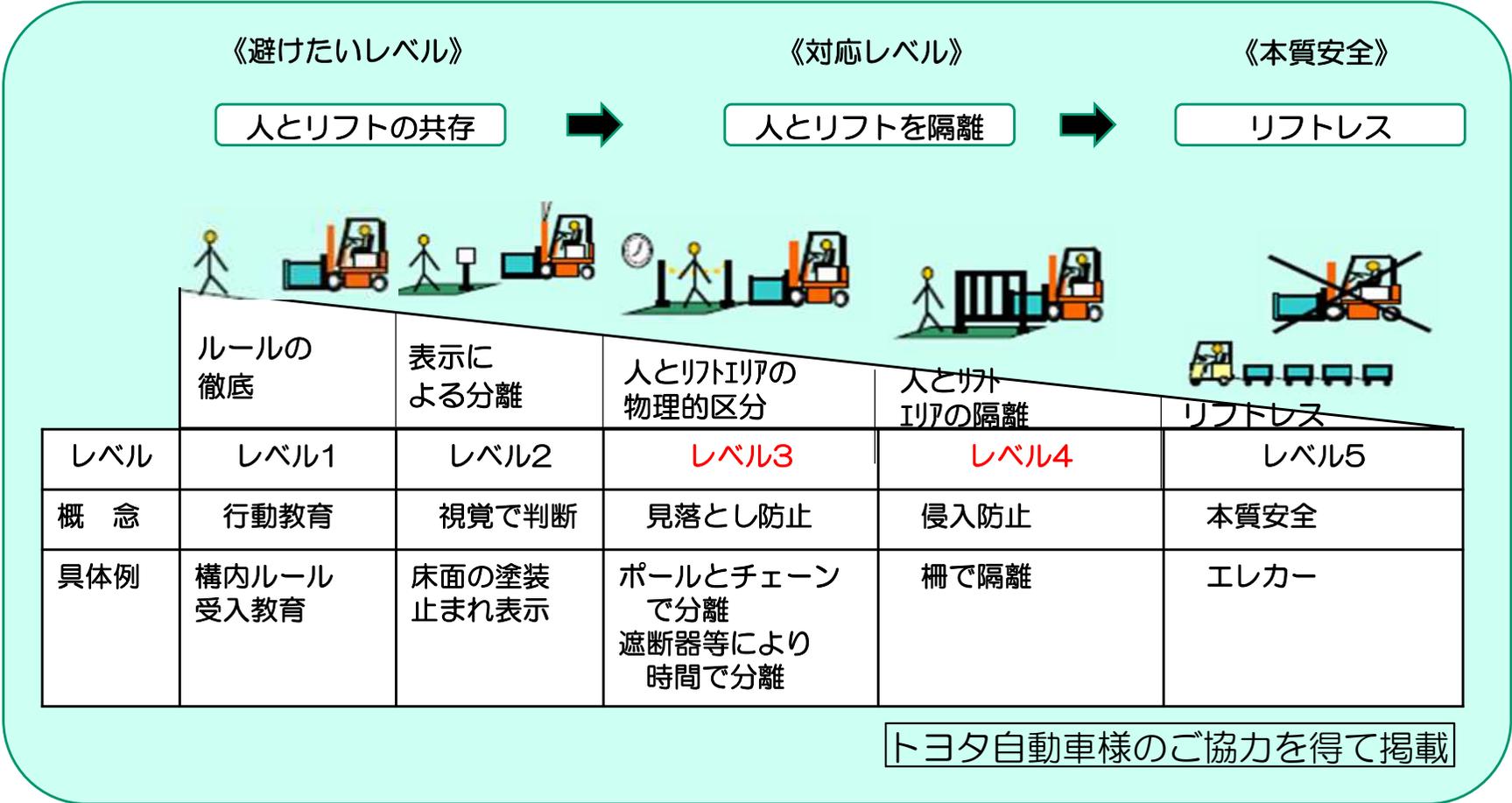
# 車両における作業の洗い出し

作業の調査：危険源であるリフトの動線（作業計画書）に  
歩行も作業の1つとして人の動線を重ねる



リフトと人のバツィツク箇所を見える化

# 歩車分離のレベル



西尾労働基準協会メッセージ

バッティング箇所レベルを決め対応しましょう

- ◆工場内通路                   ：レベル3
- ◆リフト作業区域           ：レベル4以上

# 参考 フォークリフト 主要適用法令一覧表

機械 の 管理	譲渡等（法42条）	*更なる詳細は各自で調べてください	*更なる詳細は各自で調べてください
	事業者が講ずること（法20条）	車両系荷役運搬機械等（則151条2～15）	定義（則151条2）
			<b>作業（運行）計画（則151条3）</b>
			作業指揮者（則151条4）
			制限速度（則151条5）
			転落防止（則151条6）
			接触防止（則151条7）
			合図（則151条8）
			立ち入り禁止（則151条9）
			荷の積載（則151条10）
			運転位置から離れる措置（則151条11）
			移送（則151条12）
			搭乗の制限（則151条13）
			用途以外の使用制限（則151条14）
修理等（則151条15）			
フォークリフト（則151条16～20）	前照燈 後照燈（則151条16）		
	ヘッドガード（則151条17）		
	バックレスト（則151条18）		
	パレット等（則151条19）		
	使用の制限（則151条20）		
作業開始前の点検補修（則151条25、26）	*更なる詳細は各自で調べてください		
定期自主検査（法45条）	*更なる詳細は各自で調べてください	*更なる詳細は各自で調べてください	
就業 措置	教育（法59条）	雇入時、作業内容変更時（則35条）	*更なる詳細は各自で調べてください
		特別教育（則35条6）	最大荷重1トン未満のフォークリフト運転
	規制（法61条）	<b>資格（令20条11号⇒則41条）</b>	<b>最大荷重1トン以上のフォークリフト運転</b>
管理 体制	既従事者への教育（法60条2）	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育（基発114号）	最大荷重1トン以上/未満 双方
	検査業者（法54条の3）	*更なる詳細は各自で調べてください	*更なる詳細は各自で調べてください
	検査業者の資格（法54条の4）	*更なる詳細は各自で調べてください	*更なる詳細は各自で調べてください

# 参考 作業計画

## 労働安全衛生規則 第151条の3

- 1.事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業（不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第151条の7までにおいて同じ。）を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計により作業を行わなければならない。
- 2.前項の作業計画は、当該車両系荷役運搬機械等の**運行経路**及び当該車両系荷役運搬機械等による**作業の方法**が示されているものでなければならない。
- 3.事業者は、第1項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

## 解説

### 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（昭和53年02月10日付け基発第78号）

- 1.本条は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときの作業の安全を図るため、事前に作業の方法等について検討させ、作業計画を定めさせることとしたものであること。
- 2.第1項の「車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うとき」の「作業」には、フォークリフト等を用いる貨物の積卸しのほか、構内の走行も含むこと。
- 3.第1項の「荷の種類及び形状等」の「等」には、荷の重量、荷の有害性等が含まれること
- 4.第2項の「作業の方法」には、**作業に要する時間**が含まれること。
- 5.第3項の「関係労働者に周知」は、口頭による周知で差し支えないが内容が複雑な場合等で口頭による周知が困難なときは、文書の配布、掲示等によること。

## 第151条の5

- 1.事業者は、車両系荷役運搬機械等(最高速度が毎時10キロメートル以下のものを除く。)を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系荷役運搬機械等の適正な**制限速度**を定め、それにより作業を行わなければならない。
- 2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の制限速度を超えて車両系荷役運搬機械等を運転してはならない。